

【 案 】

第5期

大阪府ホームレスの自立の 支援等に関する実施計画

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

令和6年3月



大 阪 府

目 次

| | | |
|----|--|--------|
| 第1 | はじめに | - 3 - |
| 第2 | ホームレスの現状と課題..... | - 5 - |
| 1 | ホームレスの概数（ホームレスの実態に関する全国調査より） | - 5 - |
| 2 | ホームレスの生活実態（ホームレスの実態に関する全国調査より） | - 6 - |
| | （1）年齢分布及び平均年齢..... | - 6 - |
| | （2）今回の路上生活期間..... | - 7 - |
| | （3）路上生活となった理由 | - 7 - |
| | （4）健康状態及び対処法..... | - 8 - |
| | （5）路上生活で困ること | - 9 - |
| | （6）今後希望する生活について..... | - 9 - |
| 3 | 最近のホームレスに関する傾向・動向からみえる課題 | - 11 - |
| | （1）ホームレスの地域差・高齢化・長期化..... | - 11 - |
| | （2）ホームレスの抱える課題の複合化・ニーズの多様化..... | - 11 - |
| | （3）誰にとっても住みやすい地域づくり | - 11 - |
| 第3 | 大阪府におけるホームレスの自立支援等に関する基本的な方針..... | - 12 - |
| 第4 | 大阪府におけるホームレス自立支援施策の取組み..... | - 13 - |
| 1 | 広域連携体制による巡回相談指導の実施 | - 13 - |
| | （1）ホームレスに対する伴走型支援..... | - 13 - |
| | 【図表①：大阪市を除く府域におけるホームレス巡回相談指導事業の流れ】 | - 15 - |
| | （2）ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援..... | - 16 - |
| | （3）路上生活から脱却した者に対する再び路上生活に戻ることを防止に資する支援.. | - 16 - |
| | （4）個々の事情に対応した支援..... | - 17 - |
| | （5）巡回相談指導事業従事者の資質向上 | - 17 - |
| 2 | 総合的なホームレス自立支援施策の推進 | - 18 - |
| | （1）保健及び医療の確保..... | - 18 - |
| | （2）生活保護の実施 | - 20 - |
| | 【コラム①：路上生活から救護施設、そして再出発へ】 | - 21 - |
| | （3）就業機会の確保・就労支援..... | - 22 - |
| | （4）安定した居住場所の確保..... | - 24 - |

| | |
|--|------|
| 【図表②：ホームレスなど住宅確保要配慮者への居住支援体制～市町村居住支援協議会～】 .. - | 26 - |
| (5) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援..... - | 27 - |
| 【コラム②：あいりん地域と共に～西成労働福祉センター職員へのインタビューから～】 .. - | 29 - |
| 【コラム③：生活を変える第一歩～一時生活支援事業の支援～】 .. - | 31 - |
| 3 安全・安心な地域づくり .. - | 32 - |
| (1) ホームレスの人権擁護 .. - | 32 - |
| (2) 地域における生活環境の改善 .. - | 33 - |
| (3) 地域における安全の確保等 .. - | 34 - |
| (4) 民間団体等との連携等 .. - | 35 - |
| 【コラム④：民間団体との連携】 .. - | 36 - |
| 【図表③：「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の相互関係～重層的支援体制整備事業～】 .. - | 37 - |
| 第5 計画の推進及び見直し .. - | 38 - |
| 1 計画の推進体制 .. - | 38 - |
| (1) 大阪府の役割..... - | 38 - |
| (2) 市町村の役割..... - | 38 - |
| (3) 大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会における実施体制..... - | 38 - |
| 2 計画期間及び計画の見直し等..... - | 39 - |
| (1) 計画期間..... - | 39 - |
| (2) 計画に定める取組みの評価と計画の見直し .. - | 39 - |

第1 はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成14年8月に成立し、平成29年6月に期限が10年間延長されたホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）に基づき実施しています。

国においては、法第8条第1項の規定に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しており、ホームレスの実態に関する全国調査等により把握されたホームレスの状況、これまでのホームレス自立支援施策の実施状況などを踏まえ、令和5年7月31日に、新たな基本方針を策定し、引き続き総合的な推進を図ることとされました。

また、平成27年4月には、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮者支援法」という。）が施行されました。ホームレスの自立に必要な就業の機会の確保等の総合的な支援については、引き続き法に基づき実施することとした上で、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から、困窮者支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業等を実施しています。国の基本方針では、困窮者支援法は、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者（以下「ホームレス等」という。）も含めて広く対象となるとされています。

法第9条第1項に基づき、大阪府では、平成16年4月から5年間の単位で「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（以下「府実施計画」という。）を策定し、国及び市町村との連携によりホームレス自立支援施策を推進してきました。これまで実施してきた施策の取組実績とその評価、ホームレスの状況の変化を踏まえ、本計画（計画期間：令和6（2024）年4月から令和11（2029）年3月）を新たに策定し、ホームレス等の自立を積極的に促すとともに、地域社会におけるホームレス等に関する問題の解決をめざし、引き続きホームレス自立支援施策を総合的に推進していきます。

また、大阪府ではこれまで、大阪府と府内全市町村で構成する「大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会」において、府内市町村と連携してホームレス自立支援施策に取り組んできました。大阪市を除く府域では、大阪府と市町村が共同の実施主体として広域体制により施策を実施し、大阪市域においては、「大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」をもとにホームレス自立支援施策を実施する大阪市と、就業の機会の確保をはじめとした施策について、連携して推進してきました。

大阪府では、府実施計画に基づき、引き続き市町村と連携し、ホームレス自立支援施策に取り組んでいきます。

なお、本計画に基づくホームレス等への自立支援等に関する取組みは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって令和 12（2030）年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら進めていきます。

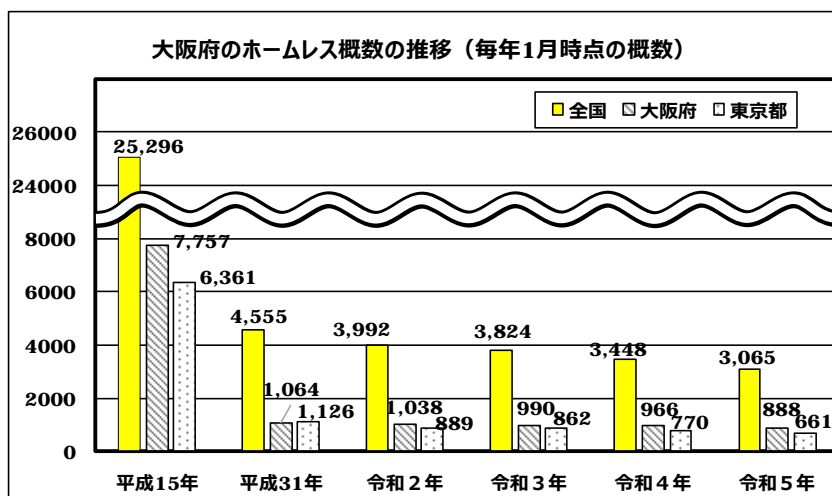
第2 ホームレスの現状と課題

1 ホームレスの概数（ホームレスの実態に関する全国調査より）

国は、ホームレスの数を把握するための全国調査（平成15年より年1回実施。以下「概数調査」という。）及び生活実態を把握するための抽出による全国調査（平成15年より概ね5年ごとに実施。以下「生活実態調査」という。）を実施しています。

このうち概数調査では、全国の市区町村において、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいるホームレスの人数を目視により把握しています。

全国のホームレスの数は、令和5年概数調査によれば3,065人で、平成15年概数調査の25,296人と比べて、22,231人減少しています。また、大阪府のホームレスの数は、令和5年概数調査によれば888人で、平成15年概数調査の7,757人と比べて6,869人減少しています。ホームレスの数を都道府県別にみると、大阪府は平成15年概数調査から平成28年概数調査まで全国1位となっていました。平成29年概数調査から平成31年概数調査は、東京都が1位、大阪府は2位でした。しかし、令和2年概数調査以降、令和5年概数調査まで再び大阪府が全国1位となっています。



【ホームレス概数の推移】

※各年1月現在の概数

| | 平成15年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 増減 (R5年-H31年) | 増減 (R5年-H15年) |
|--------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------------|---------------------|
| 全国 | 25,296人 | 4,555人 | 3,992人 | 3,824人 | 3,448人 | 3,065人 | ▲1,490 (▲32.7%) | ▲22,231 (▲87.9%) |
| 大阪府 | 7,757人 | 1,064人 | 1,038人 | 990人 | 966人 | 888人 | ▲176 (▲16.5%) | ▲6,869 (▲88.6%) |
| 大阪市 | 6,603人 | 1,002人 | 982人 | 943人 | 923人 | 841人 | ▲161 (▲16.1%) | ▲5,762 (▲87.3%) |
| 大阪市を 除く府域 | 1,154人 | 62人 | 56人 | 47人 | 43人 | 47人 | ▲15 (▲24.2%) | ▲1,107 (▲95.9%) |

【出典：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」より引用し、大阪府地域福祉課にて作成】

大阪府のホームレスの数は年々減少していますが、これは、府実施計画に基づき、巡回相談指導事業をはじめとするホームレスの自立支援に関する様々な取組みを、関係行政機関と民間団体が連携、協力して進めてきたことが要因の一つと考えられます。

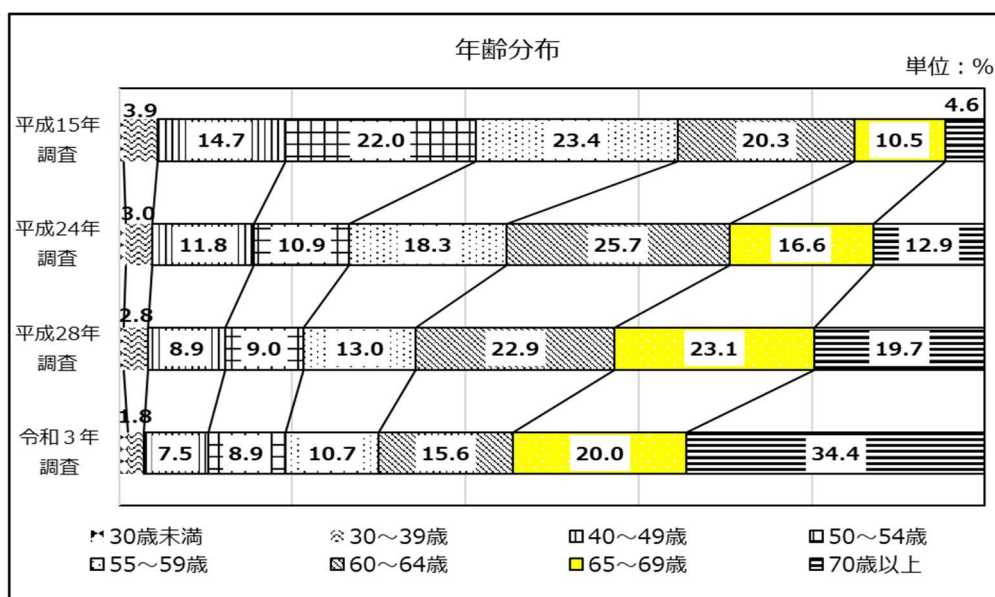
2 ホームレスの生活実態（ホームレスの実態に関する全国調査より）

令和3年11月、国は、東京都特別区、政令指定都市及び令和3年概数調査で20人以上のホームレスが確認された市において、1,169人を対象に個別面接調査（生活実態調査）を実施しました。大阪府内では、大阪市250人、堺市4人が調査に回答しました。

※本項目の表・グラフパーセンテージは小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100にならないことがあります。また、設問ごとに有効回答数が異なるため、回答者数の合計は異なります。

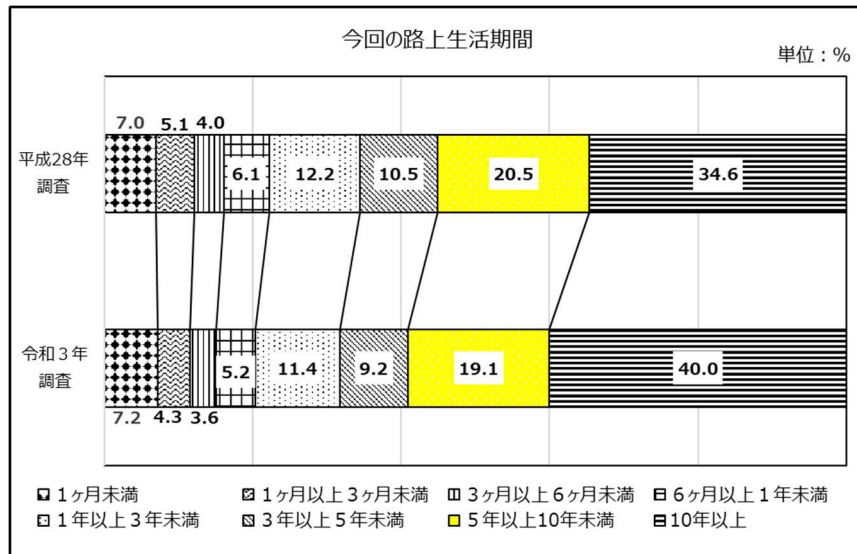
（1）年齢分布及び平均年齢

年齢分布は表のとおりです。令和3年生活実態調査によるとホームレスの平均年齢は63.6歳（平成28年生活実態調査は、61.5歳）です。また、年齢分布については65歳以上が54.4%（同42.8%）となっており、高齢者が半数を占めるほど、ホームレスの高齢化がより一層進んでいます。



【出典：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」より引用し、大阪府地域福祉課にて作成】

(2) 今回の路上生活期間

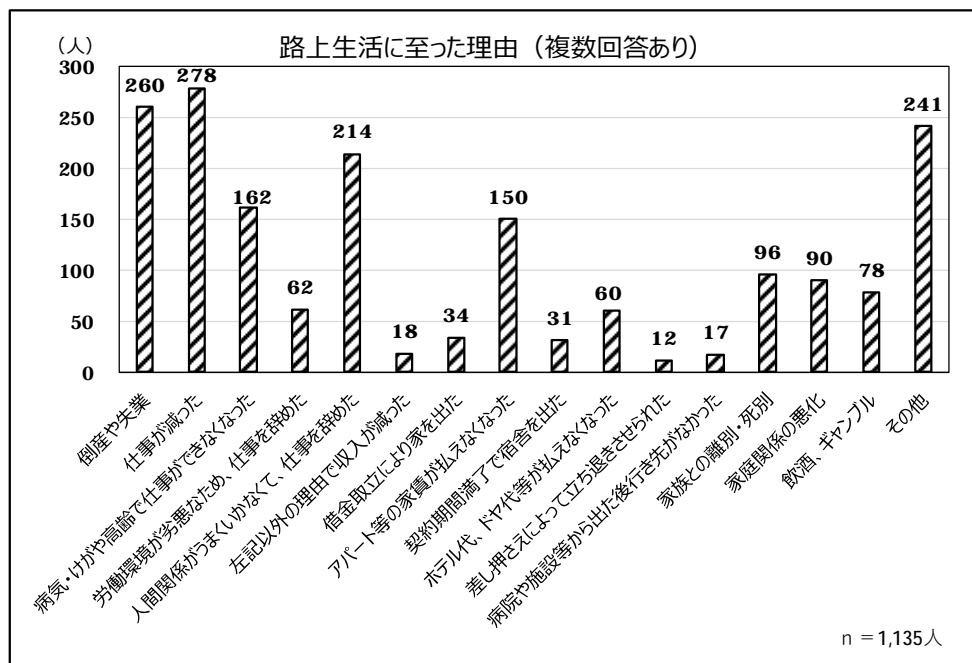


【出典：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」より引用し、大阪府地域福祉課にて作成】

令和3年生活実態調査によると、今回の路上生活の期間については、「10年以上」が40.0%（454人）と最も多く、次いで「5年以上10年未満」が19.1%（217人）、「1年以上3年未満」が11.4%（129人）となっています。

※路上生活を繰り返す人がいるため、「今回」の路上生活期間を尋ねる設問となっています。

(3) 路上生活となった理由

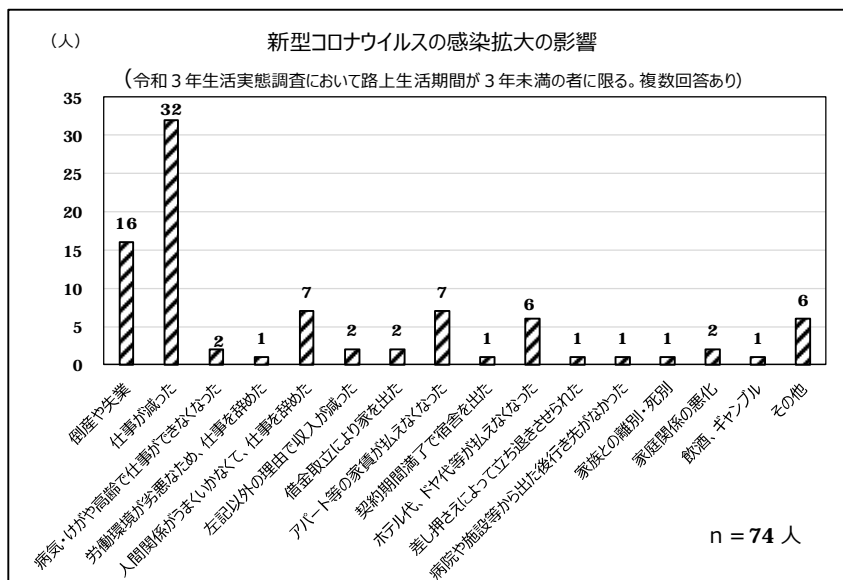


【出典：厚生労働省「令和3年ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」より引用し、大阪府地域福祉課にて作成】

路上生活となった理由としては、「仕事が減った」が278人（24.5%）、「倒産や失業」が260人（22.9%）、「人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた」が214人（18.9%）となっており、仕事に関する要因が半数を占めています。

参考：新型コロナウイルスの感染拡大の影響

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により路上生活を行うようになった割合は調査対象（令和3年生活実態調査において路上生活期間が3年未満の者に限る。）の6.3%でした。このうち、32人（43.2%）は仕事が減ったことが、16人（21.6%）は倒産や失業が原因となっています。



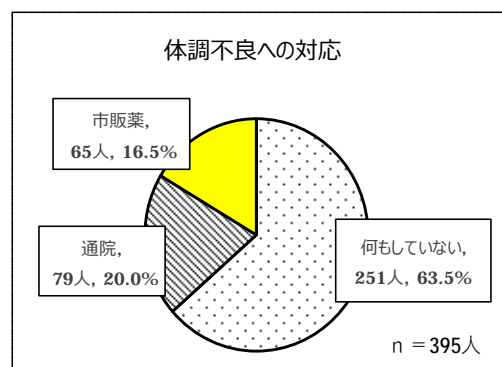
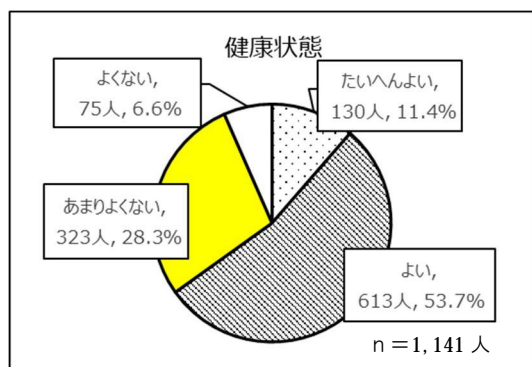
【出典：厚生労働省「令和3年ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」より引用し、大阪府地域福祉課にて作成】

(4) 健康状態及び対処法

現在の健康状態について、約3割が「あまりよくない・よくない」と回答しています。

健康状態が「あまりよくない・よくない」と回答した者のうち、「通院」、「市販薬」などで対処している者が144人(36.5%)で、「何もしていない」者が251人(63.5%)となっています。

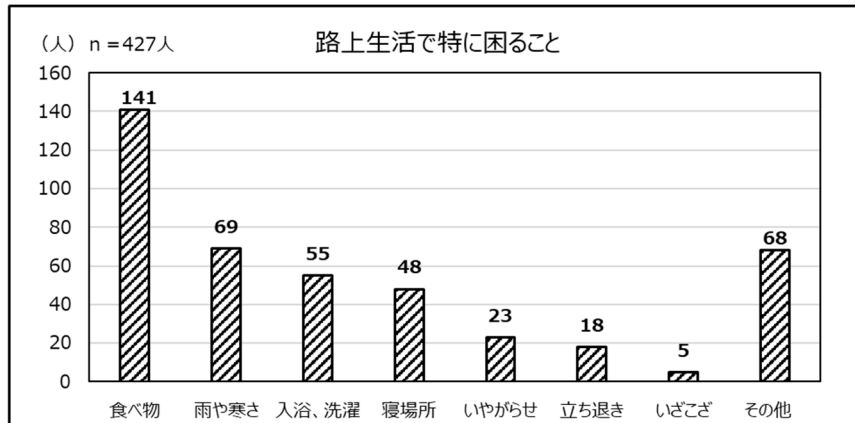
具体的な自覚症状については、「歯が悪い」が292人(25.7%)、「腰痛」が282人(24.8%)となっています。なお、「よく眠れない日が続いた」が184人(16.2%)、「2週間以上毎日のように落ち込んでいた時期があった」が75人(6.6%)となっており、うつ病等の精神疾患を有すると考えられる層も一定程度みられました。



【出典：厚生労働省「令和3年ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」より引用し、大阪府地域福祉課にて作成】

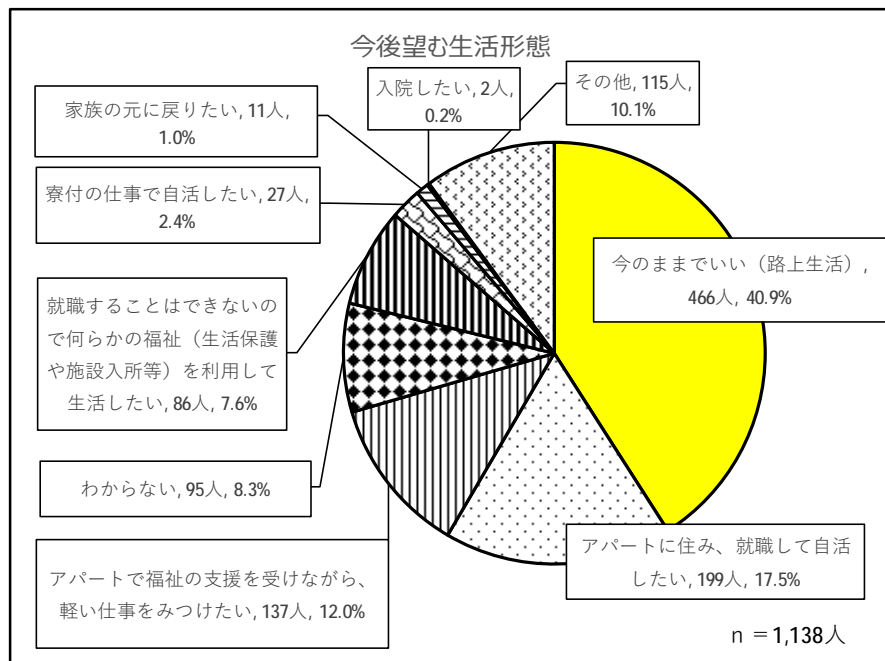
(5) 路上生活で困ること

路上生活において困ることについては、「食べ物が無いので困っている」が141人(33.0%)と最も多く、次いで「雨や寒さをしのげず困っている」が69人(16.2%)、「入浴、洗濯ができなくて、清潔に保つことができずに困っている」が55人(12.9%)となっています。また、「ホームレス以外の人にいやがらせを受けて困っている」は23人(5.4%)、「ホームレス同士のいざこざで困っている」は5人(1.2%)で、割合は減ってきているものの、一定数回答がありました。



【出典：厚生労働省「令和3年ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」より引用し、大阪府地域福祉課にて作成】

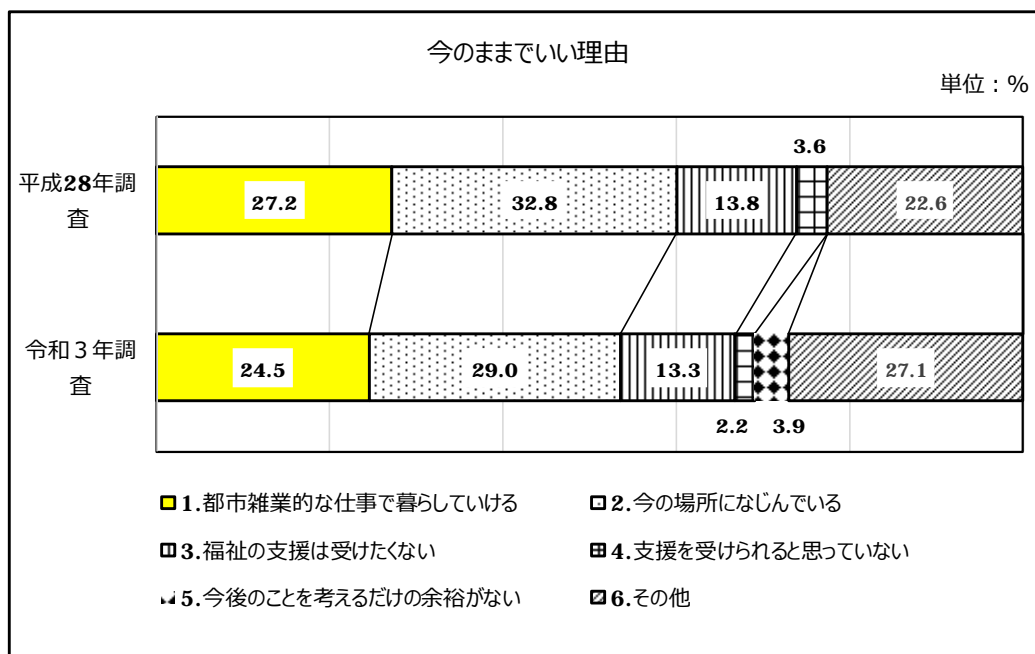
(6) 今後希望する生活について



【出典：厚生労働省「令和3年ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」より引用し、大阪府地域福祉課にて作成】

今後どのような生活を望んでいるかについては、「今のままでいい(路上生活)」が466人(40.9%)で最も多く、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」が199人(17.5%)、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事を見つけたい」が137人(12.0%)となっています。

「今のままでいい（路上生活）」とする理由については、「今の場所になじんでいる」が135人（29.0%）、「（アルミ缶、雑誌集めなどの）都市雑業的な仕事があるので暮らしていける」が114人（24.5%）となっています。



【出典：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」より引用し、大阪府地域福祉課にて作成】

3 最近のホームレスに関する傾向・動向からみえる課題

国が実施した全国調査の結果で見えてきた最近のホームレスに関する傾向や動向を踏まえると、大阪府として今後取り組むべき課題は次のとおりです。

(1) ホームレスの地域差・高齢化・長期化

大阪府のホームレスの数は、都道府県別にみると令和2年概数調査以降、全国で1位となっていますが、その大半は、全国最大の日雇労働市場がある大阪市が占めており、府内の市町村ごとに状況が大きく異なっていることから、地域の実情に応じた施策や広域的に連携した施策を実施する必要があります。

また、ホームレスの高齢化及び路上生活期間の長期化の傾向がより一層顕著になっていることから、一人一人に継続的に寄り添う伴走型支援が引き続き必要です。

(2) ホームレスの抱える課題の複合化・ニーズの多様化

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題など、様々なものが複合的に重なり合っています。

また、ホームレスとなった後も、食料や起居する場所の確保、健康状態や衛生状態など、様々な課題を抱えながら生活をしています。

そのような生活を送る中で、今後希望する生活についても、「今のままでいい」「居住を確保し、就職して自立したい」「福祉の支援を受けながら、軽い仕事を見つけない」など、ニーズが多様化していることから、総合的かつきめ細かなホームレス自立支援施策を講ずる必要があります。

(3) 誰にとっても住みやすい地域づくり

ホームレスが公共施設を起居の場所として日常生活を送ることにより、地域住民の適正な利用が妨げられるなどの問題があります。また、減少してきてはいますが、依然、ホームレスに対する嫌がらせ・襲撃による被害が存在しています。

このため、地域住民やホームレスにとって、安心・安全な地域づくりが不可欠です。

併せて、路上生活を脱却したホームレスが再度路上生活になることを防止し、自立した日常生活が継続可能となる地域社会づくりを推進する必要があります。

第3 大阪府におけるホームレスの自立支援等に関する基本的な方針

大阪府が今後取り組むべき課題である、「ホームレスの地域差・高齢化・長期化」、「ホームレスの抱える課題の複合化・ニーズの多様化」、「誰にとっても住みやすい地域づくり」に対応するためには、ホームレスへの路上生活からの脱却に向けた自立支援に留まらず、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が路上生活になることの防止や、路上生活から脱却した者が再び路上生活に戻ることをないよう、推進していく必要があります。

また、ホームレス等の自立支援にあたっては、その背景や課題から、福祉、保健医療、雇用就業、住宅等各方面の施策に関わる関係機関の有機的な連携により、総合的に取り組む必要があります。

このため、大阪府では、次の基本方針に基づき、市町村と連携し、ホームレス自立支援施策に取り組んでいきます。

■基本方針

1 広域連携体制による巡回相談指導の実施

・市町村ごとのホームレス数の違い等に対応しつつ、専門的な支援を届けるため、広域的な連携体制を整備し、府域一体となって巡回相談指導事業によるホームレスの自立に向けた伴走型支援を実施します。

2 総合的なホームレス自立支援施策の推進

・ホームレスの保健医療の確保、生活に関する相談及び指導など、総合的な自立支援施策を実施します。

・ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活が営めるよう、就業機会の確保や生活の基盤となる居住の場所の確保を図ります。

・ホームレスに加え、不安定な就労環境にある労働者や、路上と終夜営業の店舗や知人宅等の屋根のある場所とを行き来する不安定な居住の状況にある者などのホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者についても、確実に支援します。

3 安全・安心な地域づくり

・地域住民の不安やホームレスの被害防止を図るため、警察や市町村、都市公園・河川・道路などの公共の用に供する施設を管理する者（以下「施設管理者」という。）等が連携し、地域における安全・安心の確保に努めます。

・重層的支援体制整備事業の実施等を通じ、属性を問わない包括的な支援を一体的に行うことにより、路上生活を脱却したホームレスが再度路上生活になることを防止し、自立した日常生活が継続可能となる地域社会づくりを推進します。

第4 大阪府におけるホームレス自立支援施策の取組み

1 広域連携体制による巡回相談指導の実施

(1) ホームレスに対する伴走型支援

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要です。また、地域ごとのホームレス数の違い等、ホームレスに関する課題は市町村ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が不可欠です。これらに対応するため、大阪府では、広域的な連携体制を整備し、府域が一体となってホームレスの自立に向けた支援を実施する巡回相談指導事業を実施していきます。

巡回相談指導事業は、巡回相談員がホームレスの生活場所を訪問し、ホームレスの状況やニーズの把握、それらに応じた相談を行うなかで路上生活からの脱却を促し、経済的、社会的な自立をめざして必要な支援を行う、ホームレス自立支援施策の根幹となる事業です。

大阪市を除く府域では、巡回相談指導事業による支援を、広域のアウトリーチとしての相談支援等に位置付け、各自治体の福祉事務所及び自立相談支援機関と連携し、効果的に事業を実施していきます。【図表①】

大阪府域では、巡回相談員が相談を行い、就労が適当な人は自立支援センターでの自立に向けた支援を行い就労自立につなげます。

引き続き、大阪市を除く府域においては大阪府と市町村の共同事業として、大阪府域では大阪府事業として、府域一体となって取り組んでいきます。

【主な取組み】

①ホームレスに関する情報の早期把握【府、市町村】

○一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることを考慮し、できる限り路上生活の初期の段階で自立支援につなげるため、施設管理者との情報交換を密に行うとともに、地域住民等にホームレスの自立支援に関する制度や窓口の情報を提供するなど、関係機関との連携強化に努めます。

②ホームレスの状況及びニーズの把握【府、市町村】

○ホームレスとの継続的な面談により、個々の状況やニーズの把握を行います。

○路上生活が長期に及ぶ者や、路上生活からの脱却を望まない者、社会との関わりを望まない者に対しては、粘り強い相談活動を通じて信頼関係を構築し、その状況やニーズの把握に努めます。

○施設管理者などの関係機関と情報交換を行い、ホームレスの状況把握に努めます。また、健康状態の悪化や災害などの緊急時に適切な支援につなぐことができるよう、施設管理者等関係者と連携した見守り支援を継続します。

③ホームレス個々の状況やニーズを踏まえた自立支援【府、市町村】

○巡回相談指導事業は、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所・医療機関などの関係機関、社会福祉法人等民間団体と連携、協力し、ホームレスの路上生活からの脱却及び自立に向け、個々のニーズに応じた伴走型支援を実施します。

○保健師や精神保健福祉士などの専門職の同行による健康相談、保健指導を定期的に行い、ホームレスの健康維持、清潔な衛生状態の保持、心身の疾病や障がいの可能性などの早期発見に努めます。また、医療や介護、福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等の積極的な活用や、必要に応じた介護保険サービス等の情報提供を行うとともに、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）の情報提供を行い、関係機関につなげます。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や高齢者施設等の社会福祉施設への入所等の施策を活用するよう情報提供を行い、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所などの関係機関と連携し、必要な支援を受けることができるよう、関係機関につなげます。

○多重債務や人間関係のトラブルなど、弁護士等の専門職の援助が必要な場合は、弁護士等の活用による専門的な情報提供や助言、専門の相談機関につなぎ、課題の解決を図ります。

④緊急に行うべき援助【府、市町村】

○健康状態の悪化や事故などにより緊急の援助を必要とする場合は、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所、救急などの関係機関と連携し、医療機関への搬送や受診の同行など、適切な医療の確保を図ります。

○台風や洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、施設管理者などの関係機関と連携し、迅速かつ適切な措置を講じます。

【図表①：大阪市を除く府域におけるホームレス巡回相談指導事業の流れ】

①巡回依頼

市民等から役所などの行政機関へ情報提供があった場合、各自治体の担当課より巡回チームへ巡回依頼があります。



あの人最近あの場所で寝泊まりしているみたい。福祉の制度とつながっているのかなあ。

②巡回

巡回チームは日々対象者のいる地域の巡回や、脱却する際の入居支援、一時生活支援事業の支援などを行っています。新規巡回依頼があれば優先的に巡回に行きます。ただし、一度で対象者に会えないことも多くあるため、訪問する時間帯を変え、対象者とのコンタクトを図ります。



④自治体担当課・施設管理者との連携

巡回チームが単独で動くのではなく、支援方針などは対象者がいる自治体担当課と共に検討し、自治体担当課が決定します。日々の巡回は日報で自治体担当課へ報告しています。

また、対象者がいる公共施設の管理者とも情報共有をし、時には合同で巡視を行います。大雨や台風などの災害により、対象者が危険に晒される可能性もあるので、施設管理者との連携も重要です。



⑤専門職との連携

看護師などの専門職との合同巡回を定期的に行い、対象者の健康維持に努めています。また、多重債務や人間関係のトラブルなどを抱えている場合は、必要に応じ弁護士などの法律相談等の専門相談機関を紹介するなどしています。

③相談・指導

対象者とコンタクトがとれると、まずお話を聞けるよう関係づくりから始めます。対象者には路上生活に至った様々な背景があり、伺った内容からその人にあった支援を考え、必要に応じ福祉的支援の提案をします。

路上生活が長いほど、相談指導の開始から路上生活の脱却まで、要する月日が長くなる傾向があります。信頼関係を構築し、粘り強く訪問を重ねることで、脱却を目指します。

【巡回チーム員の声】

対象者の中にはお話を伺えないほど拒否感が強い方もおり、訪問しても挨拶やまた訪問することを伝えることしかできないケースもあります。また、お話を伺える関係ができて、対象者本人が路上生活に困り感を抱えていないケースや、路上生活の継続を望んでいるケースも多くあります。そのような方々に対しては、本人が変化を望んだ時にすぐに支援ができるように、つながり続けることを心がけています。

少しずつでも、自身の日常生活の話等をしてくださり、心を開いてくれるようになったときには、支援員としてのやりがいを感じます。



⑥路上生活からの脱却

巡回チームだけでなく、自治体担当課・施設管理者をはじめ、様々な人・部署と連携し、対象者を路上生活からの脱却へ導きます。脱却先は、生活保護を申請し居宅や救護施設に入るなど、福祉的支援につながる場合や、居宅を構え、就労自立する場合などがあります。

居宅探しや家具の買い出しなど、入居に関わる支援や、入居後も見守りが必要な場合は、必要に応じアフターフォローも行います。こうして、再び路上生活に戻ることをないように、丁寧な脱却への支援を行っています。

(2) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援

巡回相談指導事業では、ホームレスに加え、現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にあるホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も支援の対象とし、安定的な居住確保の支援を行います。

【主な取組み】

①巡回相談指導事業による伴走型支援【府、市町村】

○市町村への相談を経て、一時生活支援事業の利用につながるなど、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対し、福祉事務所、自立相談支援機関、公共職業安定所などの関係機関と連携し、生活上の相談、居住確保、就労に係る助言などを行い、路上生活にならないよう支援します。

○また、保健医療施策の活用に係る助言や多重債務など専門的な相談に係る問題については、保健師や弁護士などの専門職との連携や、専門の相談機関の紹介を通してその解決を図り、安定した居宅生活への移行を支援します。

(3) 路上生活から脱却した者に対する再び路上生活に戻ることの防止に資する支援

巡回相談指導事業では、ホームレス等に加え、路上生活から脱却した者も支援の対象とし、見守りの支援を行います。

【主な取組み】

①居住に困難を抱える者など、地域社会から孤立した状態に対する支援の推進

【府、市町村】

○路上生活から脱却した者が再び路上生活に戻ることをないよう、必要に応じ、福祉事務所、自立相談支援機関、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）等の関係機関、社会福祉法人やNPO等民間団体、民生委員・児童委員と連携し、見守り支援や相談支援を行います。

(4) 個々の事情に対応した支援

ホームレス等は様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応します。

【主な取組み】

①個々の事情を踏まえた連携・配慮【府、市町村】

○女性のホームレス等に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行います。婦人相談所（令和6年4月より「女性相談支援センター」）や婦人保護施設（令和6年4月より「女性自立支援施設」）等の関係施設とも十分連携します。児童を伴うホームレス等に対しては、児童相談所等の関係機関と十分連携します。

○配偶者等からの暴力により、ホームレスとなることを余儀なくされた者については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、当面の一時的な居住の場所の確保や相談支援等の必要な支援を行います。

○性的マイノリティのホームレス等に対しては、相談支援を行う中で、個々の事情について配慮を行います。

(5) 巡回相談指導事業従事者の資質向上

ホームレス等に対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレス等のニーズに応じた対応が必要であることから、巡回相談指導事業の従事者の資質の向上を図ります。

【主な取組み】

①巡回相談指導事業従事者への研修等の実施【府、市町村】

○ホームレス等の多くは、社会的、経済的及び個人的要因が複合的に重なり合った課題を抱えているため、巡回相談指導事業の従事者が、個々のケースごとに関係機関や専門職との連携を図り、状況やニーズを踏まえた支援ができるよう、研修等を通じ、資質の向上を図ります。

2 総合的なホームレス自立支援施策の推進

(1) 保健及び医療の確保

路上生活という過酷な生活環境のなか、令和3年生活実態調査で約3割のホームレスが、健康状態は「あまりよくない・よくない」と回答しています。

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談や保健指導等による健康対策や医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要があります。このため、大阪府と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等を包括的に行うことができる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要です。

また、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態のよくない者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を実施します。

さらに、ホームレスの中には、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくありません。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所や医療機関、福祉事務所、自立相談支援機関、一時生活支援事業を実施する事業者等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要です。

【主な取組み】

①巡回相談指導事業による健康相談の実施【第4 1 (1) ③第2項目再掲】

【府、市町村】

○保健師や精神保健福祉士などの専門職の同行による健康相談、保健指導を定期的に行い、ホームレスの健康維持、清潔な衛生状態の保持、心身の疾病や障がいの可能性などの早期発見に努めます。また、医療や介護、福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等の積極的な活用や、必要に応じた介護保険サービス等の情報提供を行うとともに、無料低額診療事業の情報提供を行い、関係機関につなげます。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や高齢者施設等の社会福祉施設への入所等の施策を活用するよう情報提供を行い、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所などの関係機関と連携し、必要な支援を受けることができるよう、関係機関につなげます。

②結核対策の推進

- 巡回相談指導事業において、ホームレスより結核についての相談や受診の希望を把握した場合、無料低額診療事業の紹介など情報提供を行うとともに、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所などの関係機関と連携し、必要な治療を受けることができるよう、医療機関への早期受診につなげます。【府、市町村】
- 大阪府域においても、巡回相談指導事業において、ホームレスより結核についての相談や受診の希望を把握した場合、無料低額診療事業の紹介など情報提供を行うとともに、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所などの関係機関と連携し、必要な治療を受けることができるよう、医療機関への早期受診につなげます。【大阪市】
- 保健所は、結核に罹患し治療が必要と診断されたホームレスに対し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、関係機関と連携し、訪問等による服薬支援を行います。また、ホームレスが安心して治療に専念できるよう結核医療の公費負担制度や無料低額診療事業等の情報提供をしていきます。

(2) 生活保護の実施

ホームレスに対する生活保護の適用については、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはありません。資産や稼働能力、他法・他施策を活用しても最低限度の生活が維持できない場合には、福祉事務所において、状況に即し適切かつ適正に保護を適用し、個々の状況や課題を踏まえ自立に向けた支援を行います。

【主な取組み】

①緊急を要する場合の保護の実施

- 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護の実施に努めます。
- また、治療後再び路上生活に戻ることがないように、関係機関と連携して自立を総合的に支援します。

②保護施設などにおける保護の実施

- ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、救護施設などにおいて保護を実施します。
- 施設入所後は施設や関係機関と連携し、療養指導、家計管理などの生活訓練、就業機会の確保など、居宅生活への円滑な移行を支援します。

③居宅保護の実施

- 居宅生活を送ることが可能と認められる者については、その状況に応じ、必要な居宅保護を適切かつ適正に実施します。
- 居宅生活に移行した場合は再び路上生活に戻ることのないように、本人の状況や課題に応じ、生活保護受給者の自立支援に係る事業などの活用や関係機関との連携により、日常生活能力の維持・向上や社会的自立、就労自立に向けた支援を行います。

【コラム①：路上生活から救護施設、そして再出発へ】

路上生活を脱却した後の生活の基盤となる居住場所には、地域での居宅生活の他に救護施設があります。救護施設では、生活を規則正しくするほかに、生活様式の変化に対応する準備や時間を要する手続きを進める等、再出発の場となっています。ここでは、長年の路上生活から救護施設に入所したAさんとBさんについて紹介します。

30年程、路上生活をしていた80歳代のAさん

Aさんの路上生活中、巡回相談指導事業の巡回相談員が長年関わっており、食事や入浴を勧めていましたが、Aさんは、ときどきは話をしてくれるものの、今後の生活のことまでは話ができず、路上生活は続いていました。しかし、Aさんは、路上生活では食事を入手することが次第に難しくなり、相談員からの食事と入浴の誘いに応じ、今後の生活場所を考えるために緊急的に一時生活支援事業を利用し、その後の安定した生活の場所として救護施設に入所することになりました。



Aさんの救護施設での生活が始まりましたが、誰にも外出すると言わずに、何度もふらっと施設を出て行くことがあり、その度に施設職員が探しに行くと、Aさんはこれまでの路上生活と同じように過ごしていました。担当職員には、Aさんは施設での生活ではなく、外での生活を望んでいるように見えることがありました。しかし、職員はせっかく施設に入所されたのだから慣れてもらえるようにと、Aさんに無理強いをしないように気をつけながら、丁寧に話をし、施設の中での生活を支援しました。

Aさんは今では施設生活にも慣れ、「施設に入って、ご飯がちゃんと食べられて、寝られています」と、落ち着いた生活をしながら、読書や職員との外出を楽しんでいます。

救護施設から地域で居宅生活を始めた70歳代のBさん

Bさんは、施設に入所し、これまでできていなかった住民票や年金の手続きに取り組むことができました。年金は、受給資格はありましたが、これまで受給しておらず、手続きをしたことで、家を借りて生活をする希望が出てきました。

Bさんは、居宅での生活をすることを目標にし、家探しを始めました。高齢で保証人や緊急連絡先もありませんでしたが、職員に相談をしながら、粘り強く家を探し、自身で家を借りることができました。退所までに、Bさんは家に必要な家電製品等の用意と、自立に向けた生活の練習をし、職員は、居宅設定をした地域の関係機関と連携して、Bさんが転居先で相談できる体制をつくりました。



Bさんは、退所をするときには施設職員に「ありがとうな」と感謝をし、今では地域の支援者に相談しながら自宅で元気に生活をされています。

(3) 就業機会の確保・就労支援

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本とし、ホームレスの個々の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、就業の機会の確保を図ることや、安定した雇用の場の確保に努めることなどが重要です。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体と連携しつつ、求人確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていきます。

直ちに常用雇用による就労自立が困難なホームレスに対しては、本人の状況に応じたきめ細かな就労支援を行います。

【主な取組み】

①多様な就業機会の開拓・提供

○大阪府と大阪市、民間団体等で構成する「大阪ホームレス就業支援センター運営協議会」において、国のホームレス就業支援事業を活用し、民間事業所等から幅広く仕事を集め、多様な就業機会を開拓するとともに、同運営協議会の利用者や大阪市が設置・運営する自立支援センターの入所者に対し、就労に係る相談・情報提供や職場体験講習、就職支援セミナー等を行い、公共職業安定所等と連携を図りながら個々の状況に応じた職業紹介、就労支援等を行っていきます。

○ホームレスをはじめ生活困窮者及び自立支援センター利用者を常用雇用へ導くため、大阪府が管理する都市公園等の施設で行う環境美化作業等の就労機会を提供し、勤労意欲・勤労習慣の醸成を図ります。

○行政の福祉化の観点から、清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札及び指定管理者制度において、就職困難者の雇用に関する評価項目を盛り込み、ホームレスなどの就業機会の拡大を図ります。また、市町村や事業主に周知し、普及を図ります。

②職業能力の開発・向上

○安定雇用に資することを目的とした職業訓練において、ホームレスを含めた離職者等の就業ニーズ等に応じた職業能力の開発・向上を図ります。

③トライアル雇用等の活用による職場適応促進

○職業経験、技能、知識の不足などで就職に不安のあるホームレスが、新たな職場に円滑に適応できるよう、国が実施するトライアル雇用事業等の活用を推進します。

④常用雇用による自立が困難なホームレスに対する支援

○自立相談支援機関は、生活困窮者就労準備支援事業を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労を前に柔軟な働き方をする必要がある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業の利用など、本人の状況に応じた就労支援を行います。

○生活困窮者就労準備支援事業については、ホームレス等を含む生活困窮者が必要とする社会資源の開発や連携の仕組みづくりなどを効率的かつ効果的に実施するため、単独自治体での運営が難しい福祉事務所設置自治体を中心に、広域で事業実施できる体制を整えます。また、生活困窮者就労訓練事業の活用を促進するため、福祉事務所設置自治体と受け入れ事業所との連携体制の構築を図ります。

(4) 安定した居住場所の確保

生活保護の適用など福祉施策の活用や就業機会の確保により、地域社会の中での生活が可能となった者が自立した日常生活を営むためには、安定した居住場所の確保が必要となります。

また、保証人の確保や入居資格の確認書類の提出など入居に関する手続きが困難な場合や、入居後の見守りが必要な場合などの支援も必要になってきます。

このため、公営住宅への応募や入居手続きに対し、柔軟な対応が図れるよう取り組むとともに、一時生活支援事業を実施する事業者に対して公営住宅の一時的な使用が認められているため、そうした事業者からの申し出があれば、適切に対応していきます。

また、居住支援法人等の関係団体と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居のための支援や見守りなどの生活支援を行います。

【主な取組み】

①公営住宅への入居支援

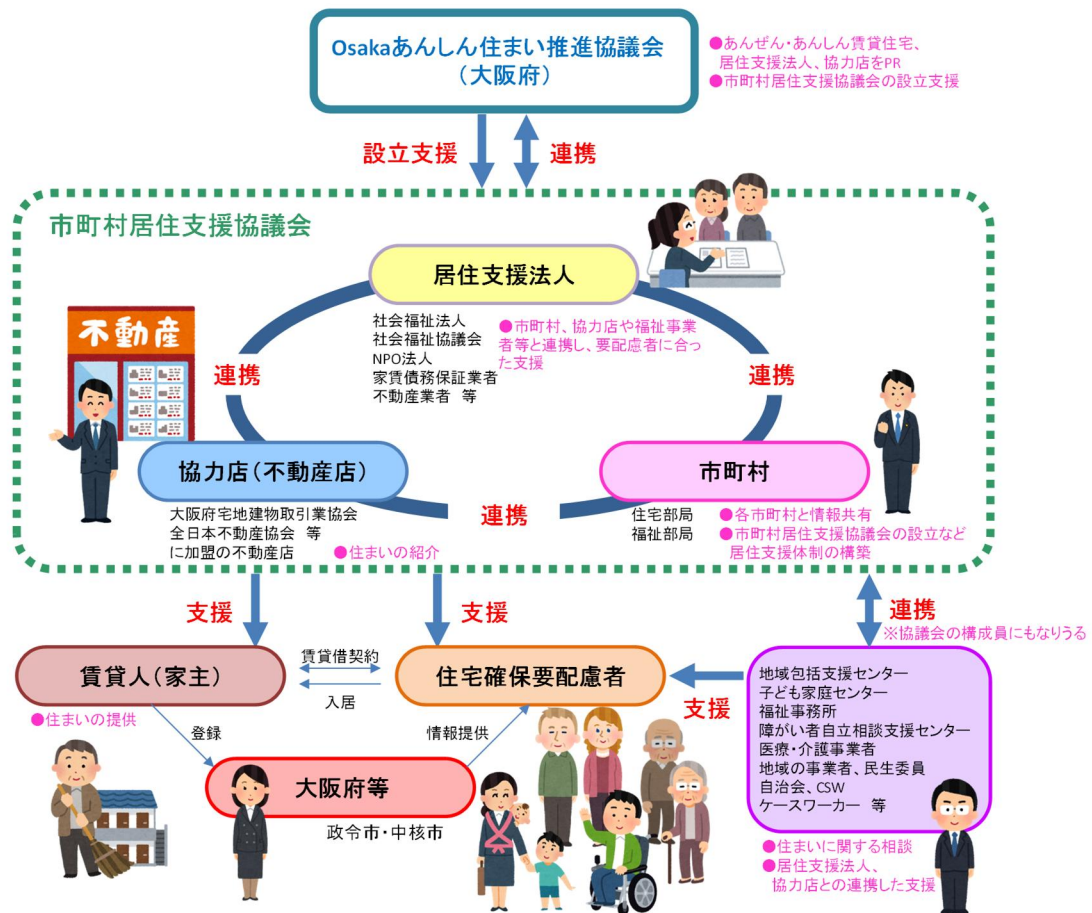
- 公営住宅法の趣旨を踏まえつつ、入居に配慮が必要なホームレスに対し、応募や入居手続きに関して柔軟な対応を図ります。
- 事業所より、一時生活支援事業のために公営住宅の使用の申し出があれば、適切に対応します。
- 市町営住宅についても、応募や入居手続きに関して柔軟な対応がなされるよう、各市町に対し助言を行います。

②民間賃貸住宅への円滑な入居支援、入居後のサポート

- 住宅セーフティネット法に基づき、市区町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促進し、ホームレスなどの住宅確保要配慮者の住まい探し等を支援します。【図表②】
- また、入居に関する相談や入居後のサポートなど、地域で安定した暮らしを続けていくための様々な支援を行っている居住支援法人を重要な地域資源のひとつと考え、大阪府の居住支援協議会である「Osaka あんしん住まい推進協議会」を通じ、大阪府が指定した居住支援法人の活動内容等について広く周知を図っていきます。
- 高齢者や低所得者等の住まい探しの相談に応じる不動産事業者と、これらの方の入居を拒まない賃貸住宅（「セーフティネット住宅」）等の情報を提供している大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システムの情報の充実化を図ります。

- また、同システムにおいて、入居者の家賃滞納が発生した時に、入居者に代わって一時的に立て替え払いを行う家賃債務保証制度に関する情報も提供し、入居者や民間賃貸住宅の家主の不安の低減を図ります。
- 巡回相談指導事業では、ホームレス等が悪質な貧困ビジネスの被害にあわないよう配慮し、同システム等から得た民間賃貸住宅の情報を提供します。
- 「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」に基づき、事業者が生活保護受給者に不当に不利となる事業活動を行うことを規制し、悪質な貧困ビジネスによる被害の防止を図ります。
- ホームレス等を含む生活困窮者に対し、訪問による見守りや、住居の確保に関する支援等を行う地域居住支援事業の活用を促進するため、市町村に対し周知を図ります。

【図表②：ホームレスなど住宅確保要配慮者への居住支援体制～市町村居住支援協議会～】



居住支援法人とは

住宅確保要配慮者が地域で安心して住まいを確保できるよう、以下のような支援を行っています。

【居住支援法人が行う業務】

- ・賃貸住宅への円滑な入居のための相談や情報提供
- ・見守りなどの生活支援
- ・入居者への家賃債務保証
- ・その他附随する支援

※必ずしもすべての業務を行うものではありません。

居住支援協議会とは

地方公共団体・不動産関係団体・居住支援法人等が連携し、住宅確保要配慮者の住まい確保や民間賃貸住宅の賃貸人の不安解消のため以下のような活動を行っています。

【居住支援協議会による主な活動】

- ・会議での協議、情報交換
- ・不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・住宅相談事業、物件の紹介
- ・家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介 等

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けるためには、適切な住まいと、必要な生活支援サービスを受けられる環境の整備が必要です。

住宅確保要配慮者は複合的な課題を抱えていることが多い一方、要配慮者へ住まいの支援を行う居住支援法人は団体ごとに支援の内容が異なるため、きめ細かな支援を実施するために、公共・民間を問わず居住支援に関わる地域の様々な資源が繋がった、市町村単位での居住支援協議会の設置が求められています。

居住支援協議会が、住まいに関する相談窓口となることで、要配慮者をそれぞれ特徴ある取り組みをしている居住支援法人などの団体に適材適所でつなぐことができます。また、一つの法人で解決できない課題などは、協議会メンバーの中で意見交換や情報共有を行うことで、それぞれの強みを生かした解決策を見出すことができます。

令和5年2月に設立された吹田市居住支援協議会では、会員である社会福祉法人や社会福祉協議会が専門部会を毎月開催し、相談事例の共有を図り、課題解決に向けた意見交換を行っています。

大阪府では、福祉や不動産など様々な分野の事業者に向けた勉強会の開催などにより、市町村や行政区ごとの居住支援協議会の設立を積極的に支援しています。

(5) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定されます。

このような者に対しては、ホームレスに対する支援と同様に、生活歴・人物像を把握し、性格・特性の理解に努め、それに応じた丁寧な相談の上、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であり、また、一時生活支援事業による当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援など、路上生活にならないような施策を実施することが必要です。

特に、大阪府においては、あいりん地域に不安定な就労環境にある労働者（以下「不安定就労者」という。）が多く滞在し、就労の拠点としていることから、あいりん地域における就労支援及び就労に係る相談事業については、当該地域の福祉施策を担当する大阪市との連携を深め、効果的、効率的な推進に努めます。

このような、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立を積極的に促すとともに新たにホームレスとなることを防止するため、また、路上生活から自立した後に再び路上生活に戻ることがないように、地域生活の定着に向けた支援を行います。

【主な取組み】

①あいりん地域の不安定就労者に対する就労の支援

あいりん地域において不安定就労者を対象に職業紹介事業や労働者福祉事業を実施する「公益財団法人西成労働福祉センター」の運営に対する補助を行うとともに、特に就労環境の厳しい高齢の不安定就労者に対しては、就労機会を提供することで就労による自立を支援しホームレスとなることを防止します。

ア あいりん地域不安定就労者の雇用の安定

- 「公益財団法人西成労働福祉センター」で実施する「技能講習事業」において、資格取得やキャリアアップのための相談を行います。建設業に関するスキルアップのための講習では、建築土木現場での機械化の進展や技術革新に対応できる技能の習得を支援するなど常用雇用や職域の拡大など、雇用の安定を促進します。また、高齢で建設業での就労が困難な者など就労困難層に対しては、福祉・物流・清掃等の講習を提供し人材不足分野への就労をバックアップします。

- 就業機会の拡大を図るため、大阪府が発注する公共事業の入札参加業者に対し、あいりん地域不安定就労者の雇用促進に係る情報提供を行い、雇用への理解と協力を求めます。
- 特に就労機会が激減し、厳しい状況にある高齢の不安定就労者の就労機会の確保や自立促進を図るため、大阪市と連携してあいりん地域周辺の道路の清掃等、大阪府が管理する河川、道路などの除草清掃等による就労機会を提供します。
- 不安定就労者（55歳未満）の安定就労、常用雇用の促進・定着化を図るため、協力事業所の開拓と就労者賃金の一部助成等の中間的就労支援を行っていきます。
- 大阪府と大阪市、民間団体等で構成する「大阪ホームレス就業支援センター運営協議会」において、国のホームレス就業支援事業を活用し、民間事業所等から幅広く仕事を集め、多様な就業機会を開拓するとともに、同運営協議会の利用者や大阪市が設置・運営する自立支援センターの入所者に対し、就労に係る相談・情報提供や職場体験講習、就職支援セミナー等を行い、公共職業安定所等と連携を図りながら個々の状況に応じた職業紹介、就労支援等を行っていきます。【第4 2（3）①第1項目再掲】

イ あいりん地域不安定就労者の労働福祉の向上

- 「公益財団法人西成労働福祉センター」において、あいりん地域の不安定就労者を対象として、労働条件、労働災害などの就労に関する相談を行います。また、職業紹介を行うにあたり生活基盤に課題を抱えるケースにおいては、関係機関・地域支援団体等との連携により就労可能な状態になるように伴走型の支援や就労中のアフターフォローを強化します。

【コラム②：あいりん地域と共に～西成労働福祉センター職員へのインタビューから～】

日雇労働者が多いあいりん地域で、長年支援に携わってきた、西成労働福祉センター職員の声をお届けします。

あいりん地域は、以前は釜ヶ崎といわれ、女性や子どもも多く生活する地域でした。昭和36年の釜ヶ崎暴動を機に、生活指導や学習指導、内職斡旋等を行う西成愛隣会館が設置され、行政では昭和41年から「あいりん」と呼ばれるようになりました。戦後から日雇いの求人と求職をする人たちが集まる場所で、日雇労働者が宿泊する簡易宿泊所もある場所です。万博景気の1960年代末は全国から労働者が流入し、単身男性が多くなりました。そして、バブル経済時代の1980年代まで活況が続きました。しかし、バブル経済が破綻すると、労働者の高齢化や簡易宿泊所の代金が払えないことから路上生活をする人たちが増加していきました。その後も、派遣労働の規制緩和や長期構造不況により新たに路上生活をせざるをえない人たちが増えていきました。2000年代にはいと労働者の高齢化に伴い生活保護受給者が増えてきました。日雇労働者は不安定な就労環境の中で、ホームレスにならざるをえない状況と隣り合わせなのです。

公益財団法人西成労働福祉センターは、あいりん地域における労働者の職業の安定・福祉の増進と生活の向上を図るため、昭和37年10月から業務を開始しました。日雇労働者の仕事の紹介のみならず、雇用保険・健康保険、健康等の相談に対応しています。月1回発行の「センターだより」では、労働者に役立つ情報をわかりやすく伝えるようにしています。日雇労働者を主人公にした4コマ漫画は発行当時から長く親しまれています。今は、日雇労働者が高齢化していることから、体力や経済状況などを聞き取り、状況にあった仕事の紹介をしています。また、これまでの建設業中心の求人開拓から、高齢者や外国人、就労に困難を抱える若者や女性など地域の求職者に沿った、清掃や介護などの求人開拓もしています。新しく日雇労働を始めの人に向けた動画やリアルタイムの求人情報を、SNS等を活用して発信しています。

センターが開設されたときから社会の状況は変化し、今では、ホームレスや生活困窮者への支援施策もできました。しかし、センターには“今日、泊まる場所がない”“誰も頼れる人がいない”人たちが、“ここに来れば何とかなる”という思いで来られます。時代が変わっても変わらないところ、それは、しんどい人も抱えられる街、普段から様々な団体がつながって支援ができていく街であることだと思います。これまでの先輩たちが積み重ねてきた経験を財産として引き継いでこれからも地域での就労支援の拠点をめざしていきたいと思っています。

街と時代と共に支援をされてきた職員の方のお話でした。



②ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する相談支援

ア 一時生活支援事業による宿泊場所の提供【府、市町村】

○失業や不安定な就労関係により住居を喪失するなどしたホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者から相談を受けた福祉事務所設置自治体は、必要に応じ、居宅を設定するなど安定した住居を確保するまでの期間、一時生活支援事業により、緊急一時的な宿泊場所の提供を行います。

○大阪市を除く府域においては、大阪府と市町村の広域体制により、ビジネスホテルや旅館、福祉施設などを宿泊協力施設とする借り上げシェルター方式により実施します。

○大阪府域において一時生活支援事業は、自立支援センター事業やケアセンター事業等において実施します。【大阪市】

イ 巡回相談指導事業による伴走型支援【第4 1 (2) ①再掲】【府、市町村】

○市町村への相談を経て、一時生活支援事業の利用につながるなど、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対し、福祉事務所、自立相談支援機関、公共職業安定所などの関係機関と連携し、生活上の相談、居住確保、就労に係る助言などを行い、路上生活にならないよう支援します。

○また、保健医療施策の活用に係る助言や多重債務など専門的な相談に係る問題については、保健師や弁護士などの専門職との連携や、専門の相談機関の紹介を通してその解決を図り、安定した居宅生活への移行を支援します。

ウ 居住に困難を抱える者など、地域社会から孤立した状態に対する支援の推進

【第4 1 (3) ①再掲】【府、市町村】

○路上生活から脱却した者が再び路上生活に戻ることを防ぐよう、必要に応じ、福祉事務所、自立相談支援機関、居住支援法人等の関係機関、社会福祉法人やNPO等民間団体、民生委員・児童委員と連携し、見守り支援や相談支援を行います。

【コラム③：生活を変える第一歩～一時生活支援事業の支援～】

一時生活支援事業は、これまで、生活上のさまざまな困難や苦勞を抱えていた人たちが、生活を変えていくための第一歩となる事業です。地域での自立した生活に向けた支援を受けるため一時的にシェルターに入ります。しかし、シェルターでの生活は、布団や食事、部屋、人間関係など、これまでと環境が大きく変わるため、利用者によっては、衣食住が提供されることで安心になることもあれば、慣れていない環境や今後の生活への見通しがつかない不安から、元の生活に戻ろうとすることもあります。今回は、利用者の不安を受け止めた支援について紹介します。

一時生活支援事業を決定すると自治体の職員が利用者と面接をします。ある利用者は、新生活の準備をしていましたが、準備が整うにつれ、新しい生活で、何が起こるかわからないことに不安になり、それならばこれまでの過酷な生活でも自分が我慢すれば良いのではないかと考え、面接の度に、元の生活に戻ろうかと気持ちが揺れていました。



そこで、支援者は、気持ちの揺れを受け止めるために、面接から面接までの間は、どんな気持ちで生活しているのか、体調は崩していないか、身の回りのことはできているかなど宿泊場所のスタッフから利用者の状況を丁寧に把握しました。通常の面接では見えない生活の様子がわかると、利用者が具体的にどのようなことを不安に思っているのかがわかるようになってきました。また、不安には思っているものの、自身で対応できていることがあることもわかりました。

また、その利用者は、自分の気持ちを日記に書いていました。宿泊場所のスタッフの日々のあいさつや声かけによって人間関係ができていたので、支援者の面接までにスタッフと日記を一緒に読んで、「こんなときはこんな気持ちだったね」と振り返るようになりました。振り返ることで気持ちが落ち着くようになり、支援者と具体的な対応について考えることができました。



支援者も面接に行くと突然に利用者の気持ちが変わっているのではなく、経過がわかることから、利用者の不安を軽減できるよう準備をして面接をすることができるため、余裕を持って対応ができました。

このように、一時生活支援事業利用中は生活が大きく変化することによって、感情も揺れる時期になりますが、生活の様子を知る機会も多いので、理解を深めることができます。より気持ちに寄り添う伴走型の支援をすることができます。

3 安全・安心な地域づくり

(1) ホームレスの人権擁護

ホームレスの自立を受け入れ支援していくために、府民の理解を促進し、差別や偏見をなくす取組みが必要です。

大阪府では「大阪府人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪府人権施策推進基本方針」に基づきすべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、人権意識の高揚と人権擁護に取り組めます。

【主な取組み】

①啓発の実施

○地域社会におけるホームレスに関する諸問題に対する府民の理解を促進し、偏見や差別意識解消のため、大阪府の取組み等を「大阪府人権白書ゆまにてなにわ」に掲載するなど、啓発を行います。

○府民の身近な場で、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育に取り組めます。

②人権事案の適切な解決

○人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図ります。

(2) 地域における生活環境の改善

都市公園、河川、道路などの公共の用に供する施設を管理する者は、ホームレスが当該施設を起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保する必要があります。

ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講じることにより、地域における生活環境の改善を図ります。

【主な取組み】

①公共施設の適正利用の確保

○施設管理者は巡視や物件の撤去指導を実施し、ホームレスの新規流入や再流入の防止を図ります。

○撤去指導に従わないなど公共施設の適正利用の支障となる場合や、公共施設の整備・点検など、必要と認められる場合においては、法令の規定に基づき、施設からの退去等の監督処分を実施します。

②災害時の適切な措置

○台風や洪水等の災害時には、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、市町村の関係行政機関、巡回相談指導事業と連携し、迅速かつ適切な措置を講じます。

③福祉など関係機関との連携の確保

○撤去指導等の実施にあたり、施設管理者は早期の段階で巡回相談指導事業や市町村のホームレス自立支援施策担当部署、福祉事務所、自立相談支援機関等の関係機関と連絡・調整することにより、ホームレスを福祉サービスや保健医療施策等につなぐことができるよう努めます。

(3) 地域における安全の確保等

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察、市町村、施設管理者等の関係機関が緊密に連携し、地域社会の理解と協力を得て地域安全活動を推進する必要があります。

関係機関が緊密に連携し、地域における安全・安心の確保に努めます。

【主な取組み】

①地域安全活動の推進

- 警察は、施設管理者等の関係機関と連携し、パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去と、ホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進します。
- 警察は、地域住民等に不安や危害を加える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに、警戒活動を強化して再発防止に努めます。

②緊急に保護を必要と認められる者を発見したときの措置

- 警察は、緊急に保護を必要と認められる者を発見したときは、「警察官職務執行法」(昭和23年法律第136号)等に基づいて一時的に保護し、その都度関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進します。

(4) 民間団体等との連携等

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、居住支援法人等との連携が不可欠です。

路上生活を脱却したホームレスが再び路上生活になることを防止し、自立した日常生活が継続可能となるよう、地域の多様な社会資源を活用したサポート体制づくりに努めます。

【主な取組み】

①民間団体との連携【府、市町村】

○巡回相談指導事業において、地域におけるホームレス及び路上生活から脱却したホームレスの状況や、自立支援に関する取組みについて民間団体との情報交換や意見交換を行い、必要な連携を図ります。

②民生委員・児童委員等との連携

○民生委員・児童委員を対象に、研修や会議においてホームレス自立支援施策に関する情報提供を行い、施策への理解の促進と自立支援に向けた協力を促進します。

③地域共生社会の実現に向けた取組み

○市町村において、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施等を通じ、包括的な支援体制の整備が進むよう、市町村を支援します。【図表③】

【コラム④：民間団体との連携】

大阪府内で、ホームレスの支援を行う団体があります。その2つを紹介いたします。

団体紹介① 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

大阪府社会福祉協議会は、地域にある課題に対し、府内市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、府内社会福祉施設等と連携しながら、地域住民やボランティアの参加による福祉と共生のまちづくりを展開している団体です。

大阪府社会福祉協議会は、これまでにホームレス支援として、食品の提供だけでなく、居宅生活をはじめられた元ホームレスの方のために地域での居場所づくりとして、食事会や地域との交流会を行ってきました。

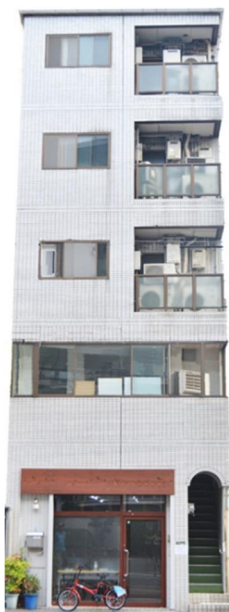
また、大阪府社会福祉協議会とその会員の府内約 1,500 の社会福祉法人（福祉施設）で展開する「大阪しあわせネットワーク」は、“社会福祉法人の使命”として、“オール大阪”で連携・協働して、既存の制度では解決できない様々な生活の SOS に対応しています。

路上生活から地域生活に移行する際、ほとんどの方は生活保護を申請することになりますが、決定されるまでの間の生活資金や家電、物品がない場合が多くあります。「大阪しあわせネットワーク」では、そのような方の総合的な生活相談に対応しながら、緊急を要する場合は、生活保護費支給までの一時的な支援として、家電のリサイクル品や食品の提供など寄付物品の活用や経済的援助（現物給付）を行い、路上生活から地域生活への移行や、移行後の生活の困りごとを行政や関係機関と連携して支援し、自立生活を支えています。



団体紹介② 認定 NPO 法人 Homedoor（ホームドア）

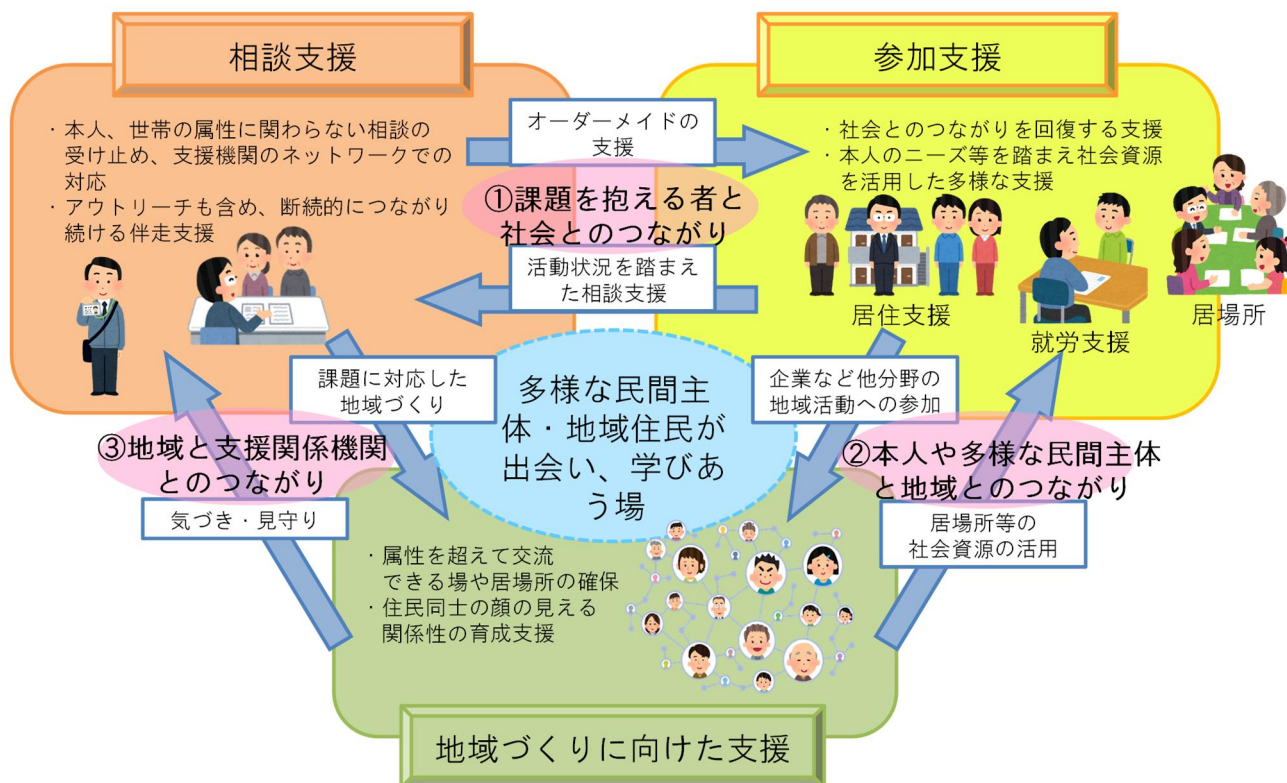
ホームドアは、ホームレス状態から抜け出したいと思っても抜け出せない状況や、偏見がなくならない状況を解決していこうと取り組んでいる NPO です。代表者の川口加奈さんは、14歳の時に、あいりん地域のことが気になり、炊き出しに参加し、決して自己責任でホームレスになったわけではないことを知り、偏見を持っていたことを後悔されました。これを機に、路上から脱出したいと思ったら、誰もが脱出できる社会にしなくてはと夢を描き、大学2年生の時に夢の実現のために設立したのがホームドアでした。



ホームドアでは、「困ったらあそこに行けばなんとかなる。」という認識を広められるように、「届ける」「選択肢を広げる」「“暮らし”を支える」「“働く”を支える」「再出発に寄り添う」「伝える」という一連の支援をしており、全国的に珍しい個室型の無料宿泊施設や無料食堂の運営、シェアサイクル「HUBchari」等を通じた就労支援・生活支援を行っています。

設立から13年を迎え、相談者層が変化しています。設立当初は、路上生活の高齢男性が中心でしたが、若者や女性の相談が増加し、特に若年層の相談者の多くは、幼少期から被虐待等による生育環境の困難さから大人になっても困窮状態に苦しんでいるということもわかりました。変化する相談者層、増え続ける宿泊希望者の対応をするため、滞在型の中長期的な就労支援や女性支援、また高齢者や障がいのある方など多様な層を受け入れるシェルターとして新たな支援モデルを展開されています。

【図表③：「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の相互関係～重層的支援体制整備事業～】



①課題を抱える者と社会とのつながり

「居宅に入ったけれども家に一人であることが多く孤独を感じる」、「人と関わるのが苦手で、働くことに不安があるので段階的に就労を体験したい」など、相談支援で浮かび上がったホームレス等の方のニーズに応じたオーダーメイドの社会参加のメニューによって、社会とつながりができる。

②本人や多様な民間主体と地域とのつながり

地域づくりに向けた支援と参加支援の推進により、例えば、路上生活を脱却した方など地域とのつながりがなく居宅生活に不安がある方が多くいることを知った地域のスーパーマーケットが、空きスペースを活用し、買い物のついでに誰でも立ち寄れる居場所を開設するなど、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される。

③地域と支援関係機関とのつながり

地域づくりに向けた支援の推進により、地域で人と人とのつながりが強化され、支え合う意識が生まれることにより、路上生活から脱却した方が再び課題を抱えたときに、地域住民の気づきにより相談支援へ早期につながりやすくなる。

また、路上生活から脱却した方が地域とつながり、地域で暮らす中で、今度は支える側になる。

重層的支援体制整備事業の「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援について、それぞれが連携し、一体的に実施されることにより、路上生活を脱却したホームレスが再度路上生活になることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりが推進されます。

第5 計画の推進及び見直し

1 計画の推進体制

(1) 大阪府の役割

- 大阪府は広域自治体として、国や市町村、民間団体との連絡・調整を行い、広域的な連携、協力体制を構築します。
- また、生活保護等その他の福祉、保健医療、雇用就労、住宅等のホームレス自立支援施策についても、国や市町村と連携して実施します。

(2) 市町村の役割

- 市町村は基礎自治体として、国や大阪府、民間団体と連携、協力し、国の基本方針や本計画に基づき、地域の実情に応じ、効果的に施策を推進します。
- なお、市町村が必要に応じて、ホームレスの自立の支援等に関する実施計画を策定した場合には、国や大阪府との連携を図りながら、市町村実施計画に基づき施策の推進を図ります。

(3) 大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会における実施体制

- 「大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会」においては、大阪府と市町村が共同の実施主体として、ホームレス自立支援施策に取り組んでいます。
- 同協議会の地域ブロックにおいては、本計画に基づき、国、大阪府、市町村の連携のもと、各地域ブロックにおける実情に応じた施策を、地域ブロック構成自治体の合意のもと、それぞれの地域に適合した手法、内容により推進します。

2 計画期間及び計画の見直し等

(1) 計画期間

○本計画の計画期間は、基本方針を踏まえ5年間（令和6（2024）年4月から令和11（2029）年3月）とします。

ただし当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとし、このほか特別の事情がある場合には、この限りとはしません。

(2) 計画に定める取組みの評価と計画の見直し

○計画期間の満了前にホームレスの状況を客観的に把握するとともに、関係機関や関係団体への意見聴取を通じて施策の取組実績に係る評価を行い、結果を公表します。

○こうした施策の取組実績に係る評価、または法や基本方針の見直し、関連施策の法令施行などの動向を踏まえ、必要に応じ、関係機関や関係団体等への意見聴取を通じて本計画の見直しを行います。

第5期大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

令和6（2024）年3月

大阪府

（問い合わせ先）〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前二丁目

大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

電話：(06)6944-7109